# フラノマルシェアトリウム空間TAMARIBA(タマリーバ)使用規則

#### 1. 貸出しできる日及び時間帯について

- ① フラノマルシェTAMARIBA[タマリーバ](以下「施設」という)の貸出しできる日はフラノマルシェの営業日とします。
- ② 貸出し時間帯は、午前9時から午後9時迄とし、午前9時以前、午後9時以降については準備・清掃・後片付け作業のみとし、別途料金が必要です。
- ③ 使用については料金の事前支払いを2週間前までとし、確認できた時点で本契約といたします。
- ④ 2週間前までに料金の支払いが確認されなければ、予約は取り消しとなります。
- (5) キャンセル料は、記載の通りとなります。

### 2. 使用にあたっての注意について

- ① 設営・後片付けは使用者側で行って頂きます。後片付けを業者に依頼する場合は二週間前までに申し出て下さい。なお、後片付けは、コミュニティマネジメント株式会社(以下「管理者」という)指定の業者に限ります。
- ② 施設使用後は、原形に復旧して頂きます。特に床のカーペット、備品等を汚損させた場合は、清掃費、修理費を負担して頂きます。
- ③ 施設内で発生したゴミについては使用者側で持ち帰って下さい。ただし、後片付けを業者に依頼した場合を除きます。
- ④ 使用時間以降に施設に残された物品は管理者が処分できるものとし、処分に掛かった費用は使用者の負担となります。
- ⑤ 使用者並びに催し物の関係者の責に帰すべき事由により、施設又は第三者に損害を与えた場合は、使用者がその賠償を行っていただきます。
- ⑥ 使用者並びに催し物の関係者は、管理者が指定する駐車場に駐車・駐輪していただきます。
- ⑦ 犯罪、火災、急病人が発生した場合、不審者、不審物を発見した場合は、速やかに管理者へ連絡してください。
- ⑧ 貴重品等については使用者側で管理するものとし、管理者は一切の責任を負わないものとします。
- ⑨ 電気容量に制限があることから、電気器具を使用する場合は事前に管理者と協議して下さい。
- ① パネル、重量物等を持ち込む際は、管理者と協議を行って下さい。

#### 禁止行為について

以下の事項については、禁止とします。

- ① 立ち入り禁止区域内への立入。特に営業時間外の店舗部分への立ち入り。
- ② 火気及びホットプレート、IHヒーター等調理器具、煙、臭いの出る器具の使用。
- ③ 動物、違法・脱法薬物、銃刀類、危険物、高圧ボンベ等の持ち込み。
- ④ 転貸し行為。
- ⑤ 施設の改築及び内装の変更。
- ⑥ 指定された場所以外へのポスター等の掲示。
- ⑦ トイレの洗面台、便器に排水管などを詰まらせる恐れのある液体、物質を流す行為。
- ⑧ 消火設備・通報設備周辺に物品を置き、機能を妨げる行為。
- ⑨ フラノマルシェ各テナントの商品と重複または競合する商品の提供。
- ⑩ 公序良俗に反する内容または宗教、政治に関する催し物の開催。
- ① 喫煙行為。
- ② 不法行為、騒音、悪臭等を発生させる行為及びその他テナント、近隣住民の迷惑となる行為。

## 4. 管理者の立入について

施設の安全確保に関し管理上必要のある時、管理者は催し会場に立入り、安全管理に必要な措置を講ずることができるものとします。この際、使用者は管理者の指示に従ってください。

#### 5. 協議について

使用者は、善良な注意をもって、施設を使用するものとし、本規則に記載の無い事項については、管理者との協議の上決定するものとします。